

## 伝統工芸等後継者育成支援事業実施要領

### 第1 趣旨

この実施要領は、伝統工芸等後継者育成支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の細目について定めるものとする。

### 第2 目的

文化的財産である伝統工芸等の技術は、文化的、歴史的に価値が高く、貴重な財産であるが、現在後継者不足により技術の伝承が危ぶまれている。

そこで、後継者となって技術を伝承する者に対し、技術を習得するための研修・滞在経費等支援制度を創設することにより、技術の伝承と後継者の育成を図るものとする。

### 第3 補助対象者

#### 1 研修従事者の要件

県の事業終了後も鳥取市内に留まり、当該研修で習得した技術を生かした事業を生業としていく意思がある者。

#### 2 研修受入先の要件

研修従事者に惜しみなく、その技術を伝承し、伝統工芸等の持続的発展を目指す者。

### 第4 事業の内容

#### 1 伝統工芸研修助成事業（受入助成）

##### （1）事業の目的

研修従事者を受け入れて技術を指導する受入先に対して、研修受け入れに要する経費を助成することにより、受入事業者の負担を軽減する。

また、研修従事者に対する研修手当を助成することにより、研修滞在中の負担を軽減する。

##### （2）事業内容

研修従事者一人当たり、研修期間に応じて、研修受け入れに要する経費を助成する。ただし、受入先の代表者が研修者の3親等以内の親族である場合又は全研修期間が1月に満たない場合は助成を行わない。

区分	助成額
研修従事者1人当たり受入助成額（月額）	50千円

研修手当については、要綱別表1第4欄及び第5欄の規定に応じて、研修に要する経費を助成する。ただし、受入先において一月に15日以上かつ120時間以上研修する者を対象とする。また、研修開始時点において満55歳未満の者に限る。

##### （3）研修期間

研修期間は、病気、怪我、天災その他やむを得ない理由により研修ができないと市長が認めた期間を除いて通算3年以内とする。ただし、研修開始時点において満55歳以上の者は最長24か月とする。

(4) 同伴家族についての注意事項

同伴家族とは、研修従事者と生計を一にする2親等以内の親族とする。

(5) 受入中止の申出

研修受入先は、研修従事者にやる気が認められない等、これ以上の研修を続けることが適当でないと判断されるときは、経済・雇用戦略課に受入の中止を申し出ることができる。受入の中止が申し出された場合は、必要に応じて面談を実施し、研修従事者と研修受入先の双方の合意に基づき、伝統工芸等後継者育成支援事業を中止するものとする。

2 伝統工芸研修助成事業（研修生助成）

(1) 事業の目的

研修従事者に対して、研修・滞在に要する経費を助成することにより、研修滞在中の負担を軽減する。

(2) 事業内容

研修従事者に対して研修用具の購入費として研修開始月に支給する。ただし、毎年1回限りとする。

区分	助成額
研修準備費	研修1年目 30千円 研修2年目以降 10千円

研修従事者に対して、住居手当並びに通学手当を支給する。ただし、受入先の代表者が研修者の3親等以内の親族である場合又は全研修期間が1月に満たない場合は助成を行わない。また、研修開始時点において満55歳未満に限る。

区分	助成額
住居手当・通勤手当	賃借料（月額）と交通費（月額）の合算額と33,000円/月のいずれか低い方を上限とする。

3 その他

課税についての注意事項

この助成金は課税収入にあたるため、金額によっては所得税及び市・県民税の対象として確定申告又は市・県民税の申告が必要となる。

## 第5 事業の実施手続

事業の実施に係る手続は、次のとおりとする。

- 1 研修受入を行おうとする者は、要綱第7条の規定に定められた研修計画書を提出するものとする。ただし、予め研修生候補が特定される場合は、研修従事希望者と研修受入希望者の双方の合意に基づき、行うものとする。
- 2 研修に従事しようとする者は、別記様式（次代を担う伝統工芸技術の研修従事申込書）を経済・雇用戦略課長に提出しなければならない。
- 3 市は、申込書受理後、必要に応じて面接を実施するものとする。
- 4 実施計画書に変更が生じた場合は、前項の規定を準用するものとする。
- 5 研修計画が認定された場合、要綱第8条の規定に定められた補助金交付申請書を提出するものとする。

### 附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行し、平成29年度採択事業から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成31年3月25日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和8年1月7日から施行する。

別記様式

次代を担う伝統工芸技術の研修従事申込書

受付番号：

(ふりがな) 氏名		生年月日	年 月 日 (満 歳)	写真貼付
現住所				
電話番号				
メールアドレス				
該当産業に 関する学歴 訓練・研修歴	学校・機関名	期間	学科・内容	
職歴	勤務先	所在地	職務内容	勤務期間
				年 月 から 年 月 まで
				年 月 から 年 月 まで
				年 月 から 年 月 まで
志望の動機				
アピール ポイント				

私は、伝統工芸技術である \_\_\_\_\_ の次代を担う後継者候補として、事業終了後も鳥取市内に留まり、当該研修で習得した技術を生かした事業を生業としていく意思で研修に従事したいので申し込みます。

年 月 日

氏名 ⑩

保護者氏名 ⑩

※ 氏名を自署する場合は、押印は不要です。

※ 保護者氏名は研修従事者が未成年である場合に記入してください。